



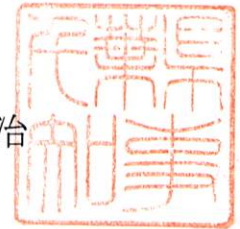
技第16号の6

平成25年5月9日

株式会社 信太商店

代表取締役 信太 裕介 様

千葉県知事 鈴木 栄治



解体工事業の登録について (通知)

平成25年4月26日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同法第23条第2項の規定により通知します。

記

登録番号 千葉県知事(登-25)第1036号

登録の有効期間 平成25年5月9日から平成30年5月9日まで

注) 登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：平成30年4月9日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)